

名古屋市負担金（あいちトリエンナーレ）に関する名古屋地方裁判所の判決結果について（会長コメント）

- ・ 本日（5月25日）、あいちトリエンナーレ実行委員会の名古屋市負担金請求訴訟について、以下のとおり判決の言渡しがありました。

- （1）被告は、原告に対し、3380万2000円及びこれに対する令和元年10月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- （2）訴訟費用は被告の負担とする。
- （3）この判決は、仮に執行することができる。

- ・ 本判決は、私どもの主張が認められた妥当な判決だと受けとめております。

名古屋市には、判決で認められた負担金の支払いを速やかに行っていただきたいと考えております。

引き続き、法令等に基づいて適切に対応してまいりたいと存じます。

あいちトリエンナーレ実行委員会会長 大村秀章